



警察庁

– National Police Agency –

資料2

第32回全国駐車場政策担当者会議

駐車対策について

平成31年2月1日

警察庁交通局交通規制課

はじめに

道路交通法（昭和35年法律第105号）

第1条（目的）

この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

第2条（定義）

第1項第18号

駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

第4条（公安委員会の交通規制）

第1項

都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。（以下略）

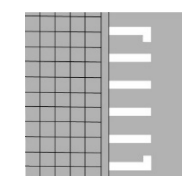
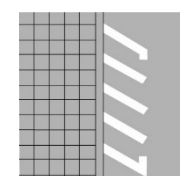
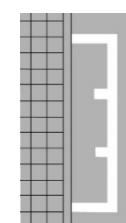
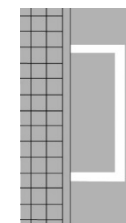


日曜・休日を除く

8-20

大 貨

原付を除く

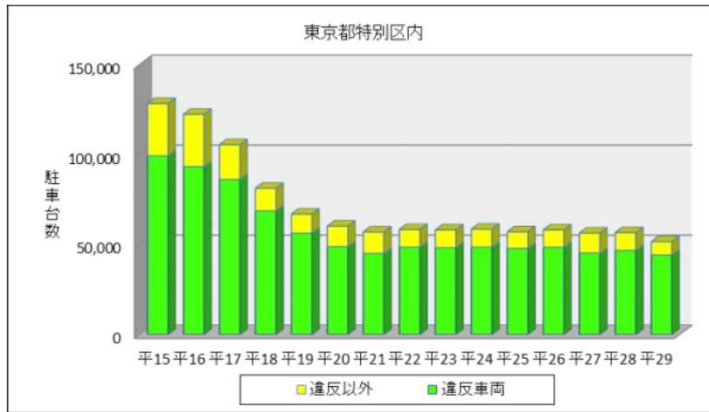


第1 駐車問題の現状

違法駐車は、交通渋滞を悪化させる要因となるほか、歩行者や車両の安全な通行の妨げとなったり、緊急自動車の活動に支障を及ぼしたりするなど、地域住民の生活環境を害し、国民生活全般に大きな影響を及ぼしています。

1 瞬間路上駐車台数

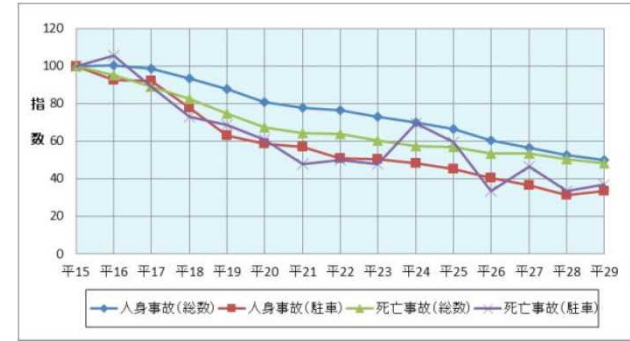
※ 東京都特別区における瞬間路上駐車台数の推移(平成15年～29年)



区分	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29
瞬間路上駐車台数合計	128,303	122,304	105,388	81,175	68,828	60,161	58,887	58,277	58,065	58,485	56,904	58,080	58,277	56,574	51,538
うち違反以外	29,038	29,108	19,279	12,519	10,587	11,388	11,834	9,787	9,884	9,988	9,223	9,889	11,008	9,905	7,368
うち違反車両	99,214	93,196	86,109	68,656	58,259	48,775	45,033	48,490	48,181	48,497	47,761	48,411	45,271	48,869	44,168
駐車台数に占める割合	77.3%	76.2%	81.7%	84.8%	84.2%	81.1%	79.2%	83.2%	83.0%	83.0%	83.8%	83.4%	80.4%	82.5%	85.7%

2 駐車車両への衝突事故等

※ 駐車車両への衝突による交通事故の推移(平成15年～29年)



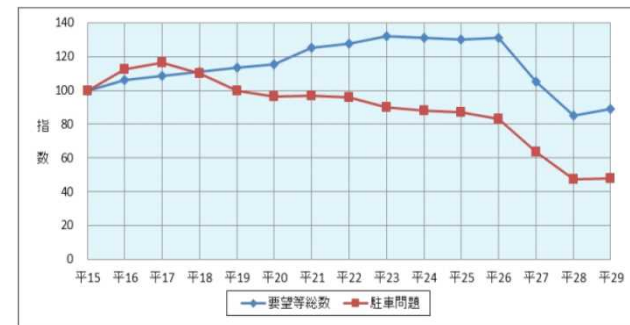
区分	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29
人身事故件数	948,281	952,720	934,346	887,267	832,704	766,394	737,637	725,924	692,084	665,157	629,033	573,842	536,899	499,201	473,165
うち駐車車両衝突	2,658	2,464	2,449	2,068	1,672	1,658	1,615	1,347	1,346	1,284	1,200	1,079	976	832	892
死亡事故件数	7,622	7,159	6,491	5,208	5,639	5,079	4,837	4,808	4,560	4,307	4,293	4,013	4,028	3,790	3,630
うち駐車車両衝突	52	97	82	67	61	56	44	46	44	61	55	31	43	31	34
駐車車両衝突死傷者数	98	108	85	69	65	59	46	50	45	69	54	32	44	35	37

【駐車車両に起因した交通事故発生状況】

区分	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29
人身事故件数	3,790	3,941	3,648	3,329	3,257	2,866	2,697	2,438	2,211	2,091	1,918	1,696	1,721	1,665	1,466
うち死亡事故件数	22	24	14	16	19	17	13	8	12	17	16	12	10	4	8
死者数	22	29	14	17	20	17	13	8	12	17	16	12	10	4	8

3 駐車問題に対する110番通報

※ 駐車問題に関する110番通報件数の推移(平成15年～29年)



区分	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29
要望等総数	837,559	888,125	909,933	928,541	952,933	966,857	1,047,901	1,070,775	1,108,231	1,096,867	1,092,142	1,097,855	880,664	713,365	745,894
うち駐車問題	196,921	221,830	229,717	216,739	197,017	189,786	190,350	188,585	177,400	173,756	171,641	163,589	124,977	93,328	94,753
その構成率(%)	23.5	25.0	25.2	23.3	20.7	19.6	18.2	17.6	16.0	15.8	15.7	14.9	14.2	13.1	12.7



第2 総合的な駐車対策の推進

1 駐車規制の延長距離

平成29年度末現在

全国の駐停車禁止又は駐車禁止規制

の規制延長距離 **約17万3,900km**

※ 一般道路の実延長距離約121万3,500km(平成28年4月1日現在)
に対する規制率は約14.3%

2 より合理的な駐車規制の推進

平成16年1月から平成30年3月末までの間

全国の駐車規制の解除・緩和延長距離

約4万4,100区間、約3万3,000km

(1) 要望意見への積極的対応

地域公共交通網形成対策の実施状況



※ 地域公共交通会議等からの要望に基づいて、バス停留所(法定の駐停車禁止場所)において乗合タクシーを駐車可能とする規制の緩和例

(2) 物流の必要性への配慮

物流に配慮した駐車規制の実施状況



※ 貨物車の駐車需要の多い道路の部分を貨物集配中の貨物車に限り駐車規制から除くとする規制の緩和例



※ 貨物車の駐車需要の多い時間帯を貨物集配中の貨物車に限り駐車可能とする規制の緩和例

トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」

(平成29年8月、自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議)

労働生産性の向上

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し

- 安全・円滑な交通を確保しつつ集配中の宅配車両等を駐車させることができる場所については、一定の範囲で貨物集配中の車両の駐車を可能とする駐車規制の見直しを、平成32年度末までに集中的に行うよう、平成30年2月20日付けで都道府県警察に対して通達を発出した。



第2 総合的な駐車対策の推進

2 より合理的な駐車規制の推進

(3) 時間制限駐車区間規制の実施の検討

時間制限駐車区間規制の実施状況

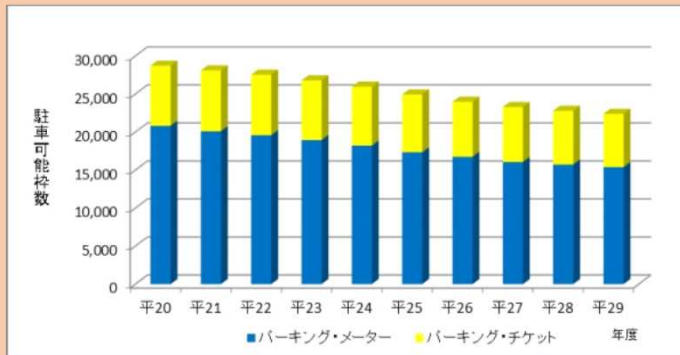


※周辺施設の短時間利用者の利便性向上を目的とした時間制限駐車区間規制の実施例



※貨物車の駐車需要に配慮した貨物車専用時間制限駐車区間規制の実施例

※ パーキング・メーター等の設置状況の推移(平成20年度～29年度)



パーキング・メーターの撤去による道路空間の有効活用状況



※ 利用率の低いパーキング・メーターを撤去し、自転車専用通行帯(カラー舗装)を整備した道路空間の有効活用例

(4) 二輪車に配慮した駐車対策の推進

二輪車に配慮した駐車対策の実施状況



※原動機付自転車を駐車可能とする規制の緩和例

※普通自動二輪車及び原動機付自転車を駐車可能とする規制の緩和例



第3 駐車施設の整備等の働き掛け

- 「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進について」(平成30年2月20日付け警察庁丁規発第3号)
- 「自動二輪車等に係る駐車環境の整備の推進について」(平成30年4月16日付け警察庁丁規発第52号)

1 駐車施設の整備等の働き掛け

地方公共団体、道路管理者、民間事業者等に対して

- ・ 貨物集配中の車両や自動二輪車等が駐車可能な路外駐車場の整備
- ・ 共同住宅やビル等の敷地又は建物内における貨物集配中の車両の駐車場所の確保
- ・ 既存路外駐車場における自動二輪車等の利用を可能とする設備等の整備

について働き掛ける。

2 駐車施設の附置に係る条例の整備の働き掛け

地方公共団体に対して、貨物集配中の車両や自動二輪車等が駐車可能な駐車施設の附置に係る条例の整備(貨物集配中の車両や自動二輪車等のための駐車場所の附置に関する規定の創設等を含む。)について働き掛ける。

